



社会保険労務士事務所
 あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0035
 東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F
 電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
 担当:上野

有期雇用（期間雇用）者の の注意点



平成20年3月1日より
 「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」
 が一部改正されました。
 次にポイントをまとめています。

- ・そもそも「有期」とは？
- ・どんな点が改正になったか？
- ・『解雇予告』と『雇い止め予告』は違う！！

「有期」とは・・・
 当初は「業務を完了する期間を意識した雇用（建設等）」が多かった。
 近年は「期間を定めた雇用」という運用が多くなりました。
 トラブルの原因にもなりやすく
更新の有無（有の時は更新基準も）
記載しなければならない
 となっています。

・『解雇予告』は
 期間雇用者であっても次のような場合に
 必要です。

「契約の更新を自動的に反復している」
 「期間の定めのない契約とみなされる」
 ↓
 「契約満了時に会社が更新を断った」
 「期間の定めがないものとみなされる」

正社員と同じ取扱い

解雇予告が必要となります。

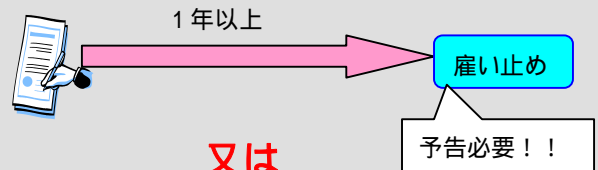
解雇予告を期間満了の30日前に行わ
 ない場合、解雇予告手当の支払いが必要

・『雇い止めの予告』は **改正点**
 次のような期間雇用者に必要です。

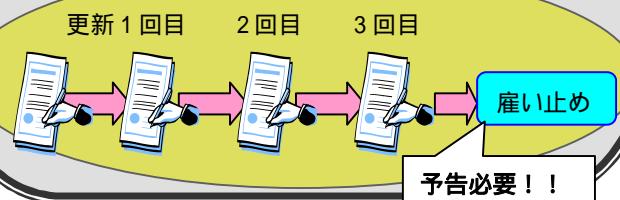
1年以上継続継続した者

又は

3回以上更新した者



又は



『雇い止め予告』と
 『解雇予告』の
 対象者は違う

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。